

医行為分類(案)に関する意見

| | |
|------------|----------|
| 団体・ 学会名 | 日本看護技術学会 |
|------------|----------|

◆その他の資料への意見

| 資料番号 | 資料名 | 修正箇所 (具体的に記載して下さい) | 修正案 (具体的に記載して下さい) | 修正を提案する理由 (具体的に記載して下さい) |
|------------|--|---|---|---|
| 資料2 別紙1 | 医行為分類における看護師が行う診療の補助の範囲について(イメージ)及び医行為分類における看護師が行う診療の補助の範囲について(イメージ)に関する基本的考え方 | ○横軸は「判断の難易度」、縦軸は「技術的な難易度」と考えて難易度を評価する。 | ○ <u>医行為は生命への危険度で分類する。</u> | 医行為は生命への危険度で分類されるべきと考えるので、修正を提案する。実施に当たっては、いずれの医行為でも、実施するかしないかを判断ができるレベルから、変更して実施できるレベルまでがあるが、これは医行為に限ったものではなく、専門職業人としての新人から熟練者のレベルに該当すると考えるので、医行為分類の軸とはならない。 |
| | | ○判断の難易度(1)実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、指示内容と医行為が1対1で対応するレベル(2)複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル | 削除 | 同上 |
| | | ○技術的な難易度(1)看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル(2)看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施可能となるレベル(3)シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル(4)医師のみが実施可能なレベル | ○ <u>技術の危険度(1)間違っても実施されても即時の対応で生命に異常を起こさない技術(2)間違っても実施された場合、即時に対応しても後遺症等を起こす危険性がある技術(3)間違っても実施された場合、即時に対応しても生命への危険性がある技術(4)実施時点で正しく行われても、生命への危険性がある技術</u> | 技術の難易度は教育研修の方法や期間ではなく、患者の生命への危険性によって決定されるべきではないかと考えるので、修正を提案する。 |